

2019年4月

公認心理師法第四十二条第二項（医師の指示条項）への対応について

当相談室では、臨床心理士及び公認心理師が相談にあたっております。公認心理師法第四十二条第二項により、公認心理師は、「当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けねばならない」とされています。そのため、当相談室におきましても、主治医からの指示書が必要になることがあります。詳細につきましては、担当者よりご説明いたします。不明な点、疑問などは、その際に遠慮なくお申し出ください。

人間環境大学附属臨床心理相談室
室長 高橋蔵人